

を課目に加え、天皇の盛徳を知らしめ、忠君の心を深からしめることを特色としている。一九一〇年に大逆事件がおこると県下にも「今回ノ大逆事件ニ付テ講演論議スルカ如キハ一切之ヲ避ケシメ尚開催ノ際ハ必学校長又ハ教員に於テ臨席監督シ若シ論旨不穩ニ互^レルト認ムル場合ハ臨機適宜ノ措置」を講ずるようにとの通達が出た（『神奈川県教育史資料編』四巻）。また、県当局は、一九一〇年の訓令一号で教育勅語に基づき忠君愛国の志気を鼓舞せよと命じたので、県官は教育会等に出席し、これを強く伝達している。さらに、一九一二年の視学会議において、この訓令一号のうち、勅語の貫徹について、「猶^ホ遺漏^イナキヲ保セズ学校視察ノ際ハ特ニ此ノ点ニ関シテ周密ナル調査ヲ遂ゲ指導監督其ノ当ヲ得ンコトヲ望ム」（『郡市視学並教官主任会』『神奈川県教育会雑誌』六号）と指示した。

二 初等教育の普及と教育費

就学率の向上対策

就学児童数と就学率は、一八九六年以降は、ともに毎年増加しているが、この点で明治前期の教育情況とは事情が変わった。前期の学齢児童数が緩慢に増加したり、停滞したりしたのに対し、後期の就学児童数は一貫して増え続けている。従って、第十八表のように就学率は著しく上昇したのである。

第18表 神奈川県小学校児童就学率

年次	就学率 %
1896	71.41
1897	74.71
1898	76.00
1899	77.90
1900	78.18
1901	80.96
1902	88.97
1903	89.87
1904	90.76
1905	92.33
1906	92.28
1907	93.07
1908	93.74
1909	95.65
1910	97.19
1911	97.62
1912	98.39

『神奈川県統計書』
から作成

このような、就学児童の増加原因として、国民の教育熱の向上のほか、政府や県の就学督促をあげることができる。政府は、一九〇〇年に、児童が卒業するまで就学させる義務を保護者に課した

〔小学校令〕。二年後に、県は、学齢児童のうち事故病気で登校できなかった者（就学の延期・就学義務の免除の該当者）が、再び就学したとき、他の児童とは別に授業し、テストの上、学力に適する学年に編入する特典を与えた（訓令五一号）。一九〇七（明治四十）年になると、学齢簿を定期的に検閲した上、就学を奨励するなどの規程を制定した。このとき、就学率及び出席数の優秀な学校を表彰し、賞金を与えるという方針を打ち出した。発足時は一校（賞金五円四十銭）であったが、次年度は四校が該当した。このような施策にもかかわらず、就学率は全国平均をこえなかったため、県知事は、一九一〇年に、何よりもまず全員就学にむけ努力せよと強調した（訓令一号）。

この訓令によって県は、低所得層の子どもを就学させることに重点をおき、各町村に学童保護議會を設けさせ、貧困児童に学用品等を与えることとした。また就学奨励規程を作り就学成績の優良な町村、学校を表彰した。横浜市では、一九一（明治四十四）年に、就学できない低所得層の児童のために、六つの市立小学校に特殊夜学部を設けた。これは無月謝の上、教科書、学用品などを給与し毎晩三時間の授業をすることとし、対象児童を、四学年終了者で、且つ昼間に就学できぬものとした。しかし、実際には四年生以下の者も通学した。

次に、明治後期の就学率状況を概観してみよう。全国平均に比し高かったのは一八九五（明治二十八）年から一八九九（明治三十二）年までで、一九〇〇（明治三十三年）以降は下まわった。前章で述べたように、これは県全体の経済の好・不況が影響しているほか、横浜市とその周辺に流入する人口の急増もその原因となっている。次に、県と郡・市の就学率を比較すると明治後期を通じて、県下全体の平均より下まわっているのは、横浜市と久良岐・橋樹・津久井の三郡である。特に横浜市は一九〇〇年から七年間にわたる落ちこみが著しい。また、同市は就学者を「実地ニ就キ調査シタル結果」、一九〇〇年五八割、一九〇一年五九割と著しく就業率が低下した（『横浜市統計書』）。

これは一九〇〇年からの第三次経済バニック、流入する低所得層増加などの影響である。なお、県平均より高い就学率を、明治後期を通じて維持したのは、足柄上郡・足柄下郡・三浦郡である。三浦郡は、浦賀・横須賀など、都市部の就学率が高かった。これは三郡とも、郡役所、教育会の適当な誘導策が影響したものと見える。

小学校の規模拡大

従来四か年であった義務教育は、一九〇七(明治四十)年から六か年に延長された。これは就学率の向上や、高等科を併置する尋常小学校の普及などを契機とするものであった。義務教育六年制を実現するため、政府は、府県に、学校補助金を国庫と同額支出せよ、施設を質素にせよと命じ、とりあえず、代用小学校や二部授業を奨励した。県も年限延長を実現すべく、まず全教員に向かって「設備其他に関し単に自己の理想にのみより町村に向けて過大の要求」(『神奈川県教育会雑誌』四二号)をなさないように説示している。県下の郡・市も年限延長に対し、積極的に協調した。

まず、延長に見合う学力を教員につけるべく、一九〇七年に二市一郡、一九〇八年にはすべての郡市で教員実力養成講習会を行ったし、その後も、県教育会が主催して講習を継続している。また、施設設備の面で、愛甲郡のごとく、他の教育施設の設定を抑制するなど、設置者負担を極力軽減した上で六年制実施に踏み切ったところもあった。

第19表 小学校数統計

年次	総数	公立	私立
1893	386	341	45
1894	378	335	43
1895	378	335	43
1896	379	340	39
1897	370	338	32
1898	366	337	29
1899	356	338	18
1900	354	338	16
1901	349	335	14
1902	351	338	13
1903	347	335	12
1904	350	335	15
1905	344	338	6
1906	340	335	5
1907	339	334	5
1908	323	318	5
1909	319	314	5
1910	316	312	4
1911	322	318	4

『神奈川県統計書』から作成

この前後における県下の小学校数は、第十九表にみられるとおり激減している。しかし、学級数は、一九〇一年に千七百三十三、一九〇五年に千九百十四というように、大幅に増加し、一九〇七年には二千を突破し、一九一一年には二千五百九十に達した。市町村の就学児童が増えるにつれ、学校規模も大きくなったの

である。校数のうち、尋常小学校（独立校）は、漸減していくが、尋常・高等の両科併置校は、毎年著しく増加する。特に、義務教育を六年に延長したのは、従前、漸増傾向にあった高等小学校が四分の一に急減するとともに両科の併置校は急増した。

私立小学校は公立の施設難を救うと共に、低所得層の児童を救済する側面をもち、横浜に集中した。しかし、一八九九（明治三十二年）の私立学校令で、公立に比肩し得る「代用小学校」以外の学校は廃止され激減した。補助金を市町村から受けて経営した代用小学校も、一九〇五（明治三十八）年には廃止され、前表のごとく私立小学校は減少を続けた。

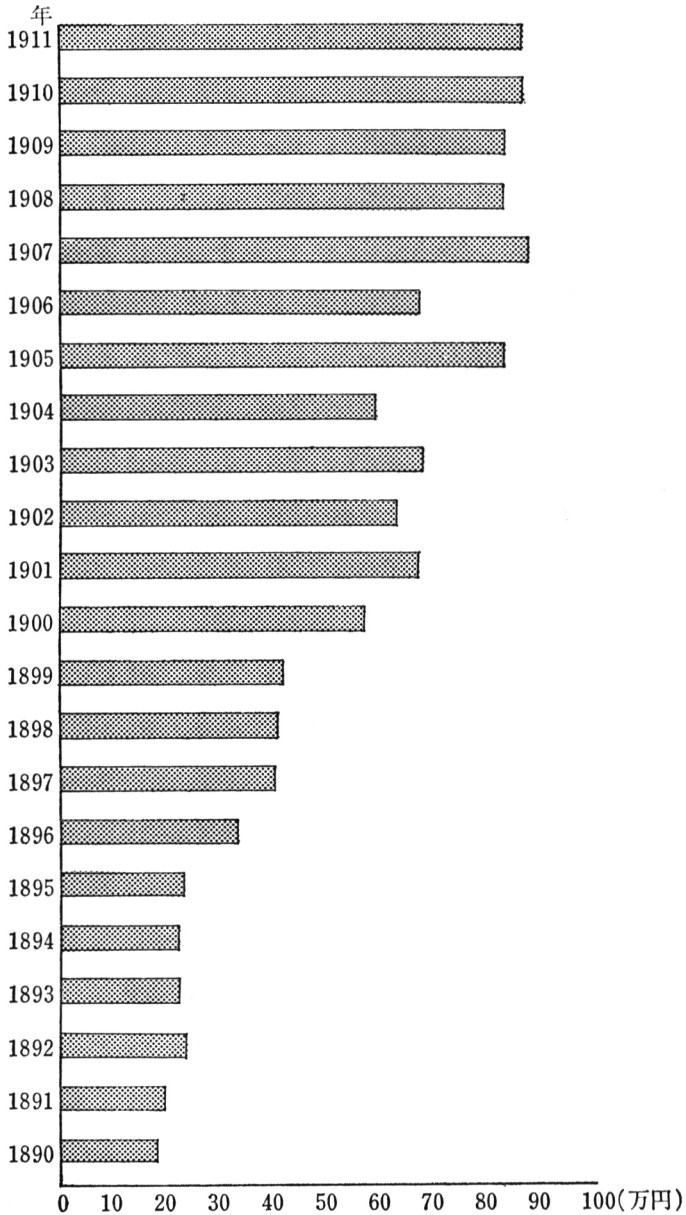
次に、公立小学校は、増加する児童に対し二部授業など不正常授業で対処しており、校舎を容易にふやせなかった。設置者の市町村が、施設設備費を独力でまかなうべきものとされ、簡単には新増築の財源を捻出（ねんしゅつ）できなかつたからである。そこで政府は「教育基金令」（二八九九年勅令）をつくり、県に小学校施設費を貸し付ける制度を設けさせ、施設拡張を造成するようにした。かくて、県内の新築校舎は一九〇〇年三十、一九〇二年三十九にのぼり、以後、漸増した。その後の一九〇四、五年の日露戦争、一九〇七年の義務教育年限の延長は、市町村財政に圧迫を加え、施設設備の充実を遅らせている。

教育費負担の増大

県下の各市町村財政を、その構成比でみると、教育費が最高をしめている（すなわち一八九〇年代では平均二九・三〇パーセント、一八九〇年代では二〇・三八パーセントとなっていた）。市町村教育費総額は、一八九六年から著しく増加しているが、これは日露戦争後、教育の重要性が認識されてから以後の傾向である。一九〇七年以降は、修業年限六年実施のため、教員給与費は支出増加し、総額が百万円に近づいていく。

公立小学校費支出の内訳を、おもな費目の構成比でみると、一八九〇年代は教員給与費の比重が高い。これは、支出総額が二十万〜四十万円で、規模が小さかつたから当然であろう。例年一貫して支出の四〇パーセント以上を占めた給与費は、市町村財政の

第20表 市町村教育費の総額表

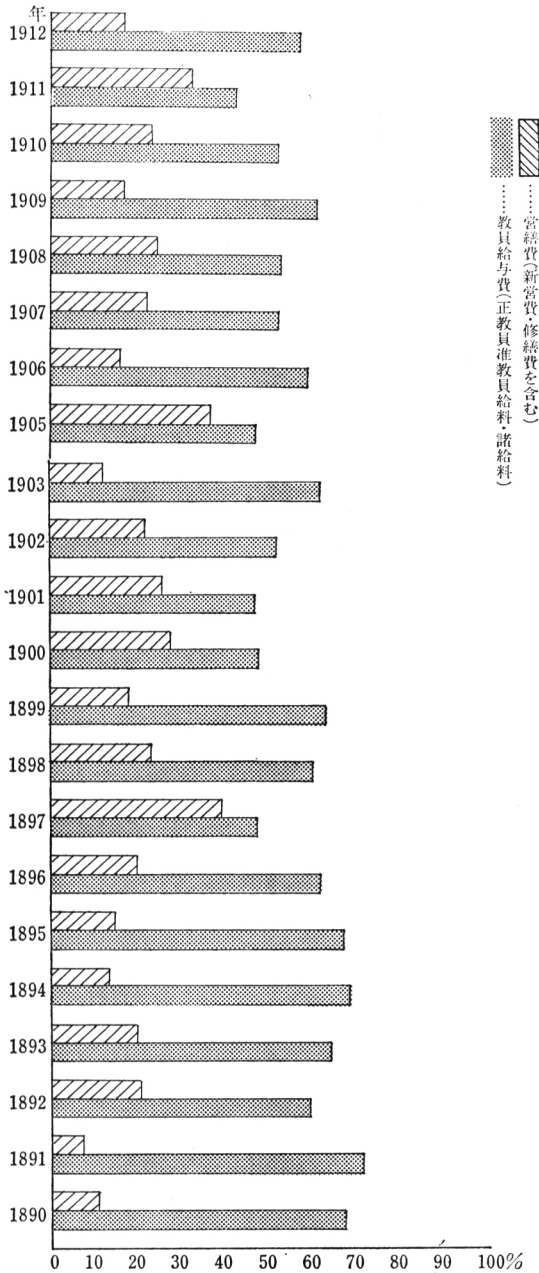


窮乏の折には、削減の対象となりやすかった。ただし、一八九六年以降、給与費に対して国庫補助があり、市町村の救済資金となる。同時に、市町村支出中の給与費の比重は、しだいに低下している。

『神奈川県統計書』から作成。ただし1911年度は、市は横浜、横須賀の別掲を合計し、町村費は臨時費・經常費の合計額である

第3章 明治期の社会と文化

第21表 公立小学校の支出構成比



『神奈川県統計書』から作成。ただし1904年分は欠

九〇六年)、四十万円台(一九〇七年〜一九〇九年)と上昇を続け、一九一〇(明治四十二年)には五十万円を突破したものの、現
 比重のうえで低下の傾向にあった給与費は、実額では、二十万円台(一八九八年〜一九〇二年)、三十万円台(一九〇二年〜一

第22表 尋常小学校本科正
教員(男)の平均給

年 度		平均月俸額
西歴	明治	円 銭
1905	38年	15. 44
1906	39	15. 88
1907	40	16. 70
1908	41	18. 70
1909	42	19. 35
1910	43	17. 16
1911	44	17. 80

『神奈川県統計書』から作成

場の教員の平均月給額を、尋常科正教員(本科・男子)についてみると、年次的に上昇していない。市町村は、県制定の給料表に各教員を位置づける場合、これを裏づける財源に不安があり、なるべく下限に近くしようとしたからである。

この物的待遇に反発して、教員の団体は、しばしば、給与負担区分の変更を決議した。例えば、三浦郡教育会是一家の生計を維持できない待遇だから、小学校教員の俸給を国庫支弁に改めるよう其の筋に建議せよと決議し、意見書を関東教育会に提出し

てゐる(『神奈川県教育会雑誌』)。

なお、施設関係の経費は(グラフでは営繕費として示した)明治後期では波状的に推移している。就学者の増加に應じられなかったのは、起債・補助金等の財源が自由に得られなかったためである。しかし、横浜・横須賀を始めとして、県下各地に徐々に施設の完備した学校が出現していった。

三 中学校と高等女学校

県立第一中学校の設立 県下には明治三十年代に至るまで、県立の中等学校(および女学校)は設置されていない。もっとも一八七八(明治十二)年、横浜師範学校内に中学校が付設されているが、これも間もなく廃止された。県立中学校の設置

は、県会においても、しばしば提案されたものの、経費節減の方針によって実現に至らなかった。

一八八六(明治十九)年の「中学校令」において、尋常中学校(五年制)の設置は各府県の任意とされたが、一八九一年には

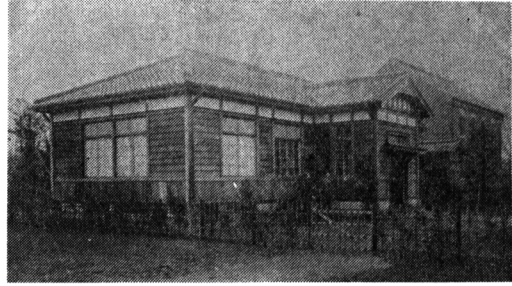
改正され、各府県において一校を設置すべきものとされた。ただし文部大臣の許可を得れば、設置しないこともできる。

そこで県は、一八九二年三月の臨時県会において、新設すべき尋常中学校の敷地について諮問した。ところが県会は、本県は都会（東京）に近接しているから、中学校を設立する必要はない、と答申した。知事は、その旨を文部省に届け出たが、直ちに却下され、中学新設の延期も認められないと指示された。やむなく県当局は、同年十月の臨時県会に再び中学校新設予算を提出した。しかし、県会は地方財政の窮乏、県民の通学に至便な敷地の欠如などをあげて予算案を否決し、中学不要の建議を成立させた。そして県会の代表は文部省に出頭し、その趣旨を説明した。文部省は、神奈川県下生徒の通学している東京の私立中学の多くが、内容貧弱で身を修め学を成就することが困難であるとし、また、県民負担の面においても、東京遊学費よりも県立中学校費の方が有利であるなどの理由を並べ、神奈川県の特種事情を認めなかった。

この旨をうけた県会は、一八九五（明治二十八）年の末に至り、ようやく中学校新設費を可決し、敷地を久良岐郡戸太町（現在横浜市西区）に定めた。そして一八九七年二月に、神奈川県尋常中学校の設置を告示し、三月、その規則を制定したのであった。

中学校の開校式は六月十八日に行われ、初代校長に就任した小森慶助は「武相ノ地……万国通商ノ中心ニシテ国家ノ重鎮タリ……其責任ノ重且ツ大ナルヲ思ヒ勇往邁進セン」（『校友会誌』一三三号）と演説している。学科課程は、文部省令により、倫理（のち修身）を始め十科目（のち十一科目）を設け、兵式体操や英語も教えた。英語は、授業時間が毎週七時間もあり、会話を外人教師に担当せしめたのが特色である。

中学生には制服制帽が定められた。帽子は海軍型、帽章は金色で「神中」という字形をあらわした。よって県立中学校は、こののち「神中」と略称されるようになる。冬服はヘル地、夏服は小倉織、胸を桜模様の金ボタンで留めた。ズボンの両脇に



神奈川県立第一中学校付属図書館全景

平野不二男氏蔵

ポケットをつけることは禁止された。冬季には外套がいたちの着用も認められたが、えり巻きや手袋の使用は許されなかった。

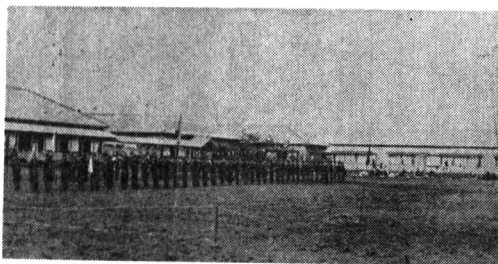
一八九九（明治三十二年）二月には、「中学校令」が改正され、尋常中学校は単に中学校と称するようになった。よって本校も「神奈川県中学校」と改称した。さらに翌一九〇〇年四月には「神奈川県第一中学校」と改称した。このほかに県立中学校が設立されたためであった。

神中の第二代校長には、一八九九年六月に木村築四郎が就任した。それより木村は、一九二二（大正十一年）十二月に退職するまで、二十三年半にわたって校長をつとめる。神奈川県一中として「天下の神中」と誇る校風を築きあげたのが、この木村校長であった。

県立中学校の増設

一八九九（明治三十二年）年の改正中学校令によれば、各府県は「土地ノ情況ニ応シ一箇以上ノ中学校ヲ設置スヘシ」と規定された。中学校の増設を推進しようと思図したものであった。県内でも、横浜市に県立中学校が設置されて以来、各地から中学校を開設したいという要求が提出されていた。なかでも小田原町の要望は強かった。

小田原は古い城下町であり、かつては足柄県の県庁所在地であった。早くから師範学校も設けられ、一八七六年には師範学校内に中学校が付設された。一八七九年に師範が廃止されると、六郡共立（のち五郡共立）の中学校が開設される。この中学校が一八八四年に休業した後、一八八六年には小田原英語学校が開設されたが、資金難のため一八八七年には廃校となる。このように小田原では中学教育に対する熱意は高かったが、一八八七年以後は中等学校が開かれていない。小田原町では県立中学



神奈川県立第三中学校運動会

校の設置を熱望し、県当局に請願をつづけていた。

一八九九（明治三十二年）五月にも足柄下郡有志は、小田原に中学校を設立するよう、県に建議書を提出する。こうした運動が効を奏し、県立第二中学校は小田原に設置されることとなり、一九〇〇年五月、県から告示された。

第二中学校の開校は一九〇一年四月、初代校長には吉田庫三（鳥取県立一中校長）が就任した。庫三は吉田松陰の甥に当たり、その家の相続者であって、質実剛健の気風を養成することに努めた。なお第二中学校の帽章は、一中と同じく「神中」であった。

平野不二男氏蔵

さて第二中学校の設置が決定されると、県内の他の地域においても、中学校招致の気運が高まる。一八九九年以後、県会は第三中学建設を議題にして再三開かれたが、敷地の決定をめぐって流会を重ねた。これは郡部出身議員の中学新設主張論者の間で、敷地を藤沢にするか厚木付近にするかの問題で分裂したためである。しかし、厚木派の優勢のうちに、県は一九〇〇年六月、「第三中学校ヲ高座郡海老名村ニ設置シ明治三十五年四月ヨリ開校ス」と告示した。しかし海老名村では敷地の確保が困難となり、かつ愛甲郡教育会の運動もあって、一九〇一年三月、第三中学校の位置を愛甲郡南毛利村（現在 厚木市）に変更した。こうして第三中学校は、一九〇二年四月、厚木に開校する。初代校長は大屋八八郎であった。

県立中学校は三校となったが、なお他府県にくらべると、その数は少ない。よって日露戦争の後、一九〇六年の末に至り、県は第四中学校を横須賀に新設するための予算案を、県会に提出した。これに対し、財政上の理由から一部に反対はあったが、大多数は新設の必要を認め、一九〇七年八月「県立第四中学校ヲ横須賀市公郷に設置」することを告示した。第四

中学校は、一九〇八年四月に開校した。初代校長に迎えられたのは、かつて第二中学校長をつとめた吉田庫三であった。

公立高等女

横浜には明治初期から、キリスト教系の女学校がつぎつぎに開設されたが、県立高等女学校の誕生は遅れた。

学校の設立

横浜市教育会は一八九八（明治三十二）年、県立女学校の設立について、市長ならびに県知事に対し、建議書

を提出している。このときは県の承認を得られなかったが、一八九九年二月には「高等女学校令」が公布され、その設置が各府県に義務づけられた。よって県も、県立高女の設立準備を進め、保土ヶ谷岡野新田（現在横浜市西区）に敷地を選定した。

こうして神奈川県立高等女学校は一九〇一年四月に開校し、五月五日に開校式を挙行した。初代校長には新原俊秀（愛媛県師範学校長）が就任している。開校に当たって県は「神奈川県立高等女学校規則」を制定したが、その第一条には「本校ハ女子ニ高等普通教育ヲ施シ以テ女徳ヲ涵養シ並ニ処世ニ須要ナル智識技能ヲ得セシムルヲ以テ目的トス」と示した。修業年限は男子中学校が五か年であるのに対し、本科四か年、補習科一か年、技芸専修科二か年であった。

学科課程は 裁縫や国語に相当の時間を割き、外国語や数学の時間が少ない。しかし同校では、各府県の女学校がごとごとく英語を随意科目としていたのに対し、英語を必修とし、英会話を外人教師が担当した。また全国の女学校にさきがけて制服を定め、洋服または短袖着袴の服制を、開校のときから実施した。もっとも当時は、洋服の生徒が少なく、大多数が学校の定めた短袖と、海老茶えびちやの袴はかまを着用したのであった。

一九〇二（明治三十五）年四月には、同校内に小学校教員講習科が設置され、これを母体として一九〇七年四月には神奈川県女子師範学校が創設された。同校は「神奈川県内小学校ノ女教員ヲ養成スル所」として設けられ、県立高女に併置されて、一九〇七年五月五日に開校式を挙行した。

軍港都市の横須賀でも、軍人子女の教育のため、女学校設立の要望が強く、海軍当局からも要請があった。しかし県立の女